

## お 知 ら せ

建設業を営むに当たっては、建設業法をはじめ、関係法令を遵守するとともに、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護すること等が強く求められているところです。

このため、兵庫県では、建設業の許可を得た後に留意すべき事項について、ホームページに「建設業許可申請等の手引」を掲載しております。

また、建設業者の不正行為等に対する監督処分（指示、営業の停止、許可の取消し）に係る情報についても、ホームページ上に掲載し、積極的に情報提供しているところです。

については、以下の点に十分ご留意の上、法令遵守を徹底していただくとともに、企業倫理の確立に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、建設業法等に違反する事実が認められるときは、厳正に行政処分を行うこととなりますので、念のため申し添えます。

- 1 経営事項審査は、公共工事の入札に参加するための重要な審査であり、申請書の記載には細心の注意をしてください。  
不注意であっても、誤記入があれば虚偽申請と判断され監督処分の対象となります。  
また、既に退職した技術職員、契約社員やアルバイト・パート（日給月給）の技術職員を、技術者名簿に記載することはできません。
- 2 営業所の専任技術者（以下、「営業所技術者等」という。）となっている者は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければなりませんので、原則として、営業所技術者等として担当している業種に関わらず、工事に配置される主任技術者、監理技術者になることはできません。ただし、要件を満たす場合はその特例が設けられています。詳しくは、国土交通省規定の、「監理技術者制度運用マニュアル」を参照してください。
- 3 工事現場に配置されるべき主任技術者、監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）が必要ですので、出向者や派遣社員等の者は認められません。
- 4 請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上（請負金額が、4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円）の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められています。ただし、建設業法第26条第3項ただし書きにおいてその特例が設けられています（専任特例）。詳しくは、国土交通省規定の、「監理技術者制度運用マニュアル」を参照してください。
- 5 その他注意事項（裏面「建設業者向け注意事項チェックリスト」）をご確認ください。

建設業者向け注意事項チェックリスト

※「YES」の場合、□にレを入れる。

□1 建設業の許可を受けて、500万円以上の建設工事（建築一式工事の場合は1,500万円以上（ただし、延べ面積150㎡未満の木造住宅工事を除く）を請け負っている。			
□2 土木、建築の一式工事を施工する場合、その中に専門工事が含まれているときは、それぞれの専門工事について、主任技術者等になりうる資格を持っている者を配置し、工事監理をさせている。			
□3 請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについて、一定の資格・経験のある専任の主任技術者又は監理技術者を配置している。（専任特例除く）			
□4 発注者から直接請け負った建設工事について、特定建設業の許可を受けずに、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる下請契約を締結していない。			
□5 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上になる場合、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置いている。			
□6 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上になる場合、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲示している。			
□7 店舗及び工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲示している。			
□8 本店、支店等の営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え、保存している。			
□9 建設工事の請負契約を結ぶに際しては、必ず書面（工事内容、請負代金の額、工事着手及び工事完成の時期、請負代金の支払の時期及び方法、契約変更に関する定め、契約に関する紛争の解決方法等を記載。署名又は記名押印）で相互に取り交わしている。また、追加・変更契約についても、同様に取り扱っている。			
□10 受注者が建設工事の下請負契約を結ぶに際して、材料費、労務費等の内訳を明らかにした見積を行っている。			
□11 建設業の許可を受けていないのに、看板等にその許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしていない。			
□12 請け負った建設工事について、一括して他者に請け負わせたり、他者から一括して請け負ったりしていない。 (一括下請負の禁止)			
□13 無許可業者と一定額以上（上記の□1参照）の下請契約を結んでいない。また、営業の停止処分中の業者と下請契約を結んでいない。			
□14 毎事業年度が終了したときは、必ず決算変更届を提出している。			
□15 許可を受けた後に、商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があったときは、必ず変更届を提出している。			
上記の□1～15について、一つでも「YES」に該当しないものがある（□にレが入らない。）場合は、建設業法上、監督処分又は指導等の対象となることがありますので、十分にご注意ください（※5、6は、特定建設業者のみ。）。			
(問い合わせ先)			
神戸土木事務所	078-737-2194/2195	姫路土木事務所	079-281-9566/9562
西宮土木事務所	0798-39-1543/1545	豊岡土木事務所	0796-26-3756
宝塚土木事務所	0797-83-3213/3193	丹波土木事務所	0795-73-3862/3863
加古川土木事務所	079-421-9231/9405	洲本土木事務所	0799-26-3246/3247
加東土木事務所	0795-42-9408/9409		